



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

オフィスきよみ企画株式会社

〒553-0002 大阪市福島区鷺洲 3-1-17-1607

TEL 06-6457-6888 FAX 06-6457-6890

6
2018

トピックス 中小企業庁が中小企業白書・小規模企業白書を公表 (生産性向上に向けた取り組みなどを分析)

中小企業庁から、平成30年4月に、「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」が公表されました。深刻化する人手不足の現状を分析した上で、中小企業・小規模企業の生産性向上に向けた取り組みについて、分析が行われています。以下で、概要を紹介します。



中小企業白書・小規模企業白書の要約 (生産性向上など)

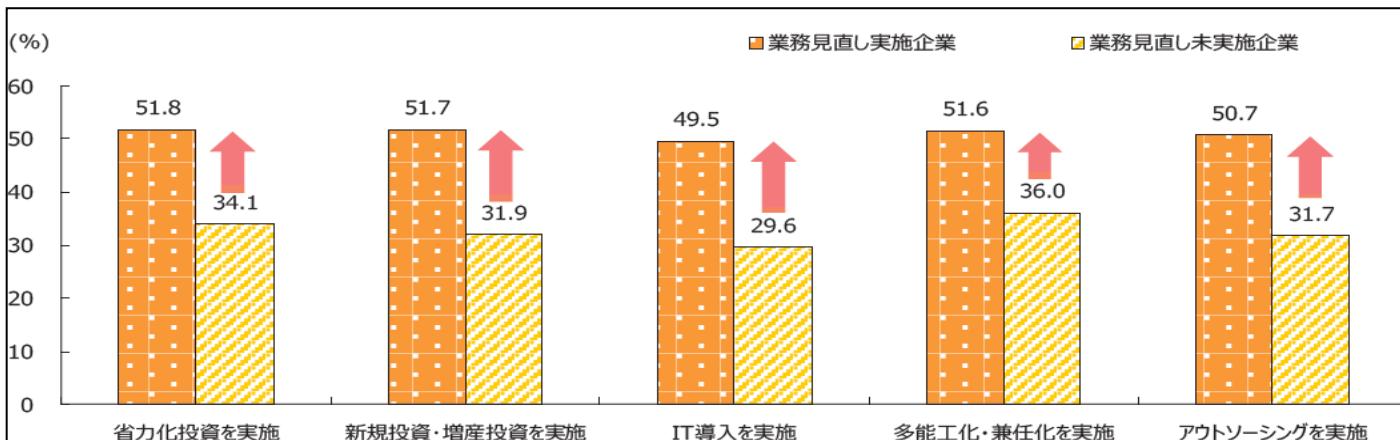
●中小企業白書より

- ★ 中小企業については、景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大しているとして、「生産性の向上が急務」と指摘しています。
- ★ 具体的には、次のような取り組みが重要としています。

- ◎生産性向上の鍵となる業務プロセスの見直し*
- ◎設備投資による労働生産性の向上
- ◎人材活用面での工夫による労働生産性の向上
- ◎M&Aを中心とする事業再編・統合を通じた労働生産性の向上
- ◎IT利活用による労働生産性の向上

* IT導入等を行う上でも業務プロセスの見直しは大前提。下図参照

図：業務見直しの実施有無別に見た、他の生産性向上策により労働生産性が向上した企業の割合



●小規模企業白書より

- ★ 中小規模企業においても、次のような取り組みが重要としています。
 - ◎業務の見直し
 - ◎IT利活用による労働生産性の向上
 - ◎設備投資による労働生産性の向上
 - ◎企業間連携及び事業承継による労働生産性の向上
- ★ また、小規模企業については、経営者に業務が集中しているという問題もあり、「IT導入等による経営者の業務効率化が急務」と指摘しています。人手不足の現状の中で、いかに生産性の向上を図っていくのかが課題といえそうです。白書では、好事例も紹介されています。詳しく知りたいときにはお声かけください。内容を踏まえたアドバイスをさせていただきます。

トピックス 多様な選考・採用機会の拡大に向けた取り組み 厚労省が経済団体に要請

厚生労働省は、平成30年4月、日本経済団体連合会、経済同友会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対して、多様な選考・採用機会の拡大に関する周知啓発への協力を要請しました。

この要請は、本年3月に、いわゆる若者雇用促進法に基づく指針が改正されたことと、「年齢にかかわりない転職・再就職者の受け入れ促進のための指針」が策定されたことを受けて行われたものです。これらの指針の概要を確認しておきましょう。



＜いわゆる若者雇用促進法に基づく指針の改正＞

- 『事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、「地域を限定して働く勤務制度の積極的な導入」、「キャリア展望に関する情報開示」といった措置を講ずるよう努めること』などの内容を追加。
- これを受け、指針のポイントを紹介するリーフレットも公表。『新規学卒者等の募集・採用にあたり、「地域限定正社員制度」の導入を検討しませんか?』といった呼び掛けが行われています。

＜「年齢にかかわりない転職・再就職者の受け入れ促進のための指針」の策定＞

- 企業・労働者双方において中途採用・転職・再就職ニーズの高まりを受けて、転職・再就職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立が求められていることから、そのために企業に望まれる取組を示した指針を策定。
- 企業に望まれる基本事項は、主に「募集・採用」、「入社後の活躍支援」、「専門性等をもつ従業員の活躍推進」の3つに関する取組とし、その内容を示しています。
- これを受け、指針のポイントおよび中途採用の好事例（＊）を紹介するリーフレットも公表。『年齢にかかわりなく、必要な人材の確保を!!』という呼び掛けが行われています。

*好事例の例

好事例⑤ 公平かつ柔軟な待遇決定

【衣料品販売企業】のケース

背景
対策
結果

高度な専門性を持つ人材が必要になるなど、中途採用者へのニーズが多様化していた。そのため、既存の賃金・待遇制度では待遇決定が難しく、採用を見送ることがあった。

転職市場での賃金水準等に対応するため、中途採用者の待遇決定にあたっては、必要に応じて個別契約を結び、柔軟に待遇を決定することとした。

その結果、高度な専門性を持つ人材等を確保するとともに、入社後のスムーズな活躍を実現した。



★詳細については、気軽にお問い合わせください。他の好事例も含めて、紹介させていただきます。



6/11

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例適用の個人住民税特別徴収税額 2017年12月から2018年5月分の納付

6/30

- 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 7月・10月・2018年1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あとがき◆ 運送業の賃金に関する判例が2件出ました。一つは、定年後の再雇用に関するもので、再雇用であっても賃金の低下は不合理であると訴えられましたが、総額ではなく個々の手当での内容で判断が出ました。もう一つの判決は、正規雇用社員と非正規雇用社員との手当支給の格差の不合理について判決が出ています。